

— 定期券をご購入いただきありがとうございます —

◎お買い求めの定期券の内容をもう一度お確かめください。

定期券裏面の注意事項もよくお読みください。

◎定期券に関し不明な点がございましたら、事前に各営業所までお問い合わせください。

◎定期券の払戻し・変更等に関しては、下記の通りとなります。

●定期券の使用を中止する場合の払戻し

【お客様のご都合による場合】（当社運送約款第26条）

定期券の券面額から使用済期間に相当する運賃額を控除した残額を払戻しいたします。

この場合、使用済期間に相当する運賃額は、券面区間の普通運賃を往復利用したとみなし払戻し額を計算します。（使用期間は請求日当日まで）

$$\text{券面額} - (\text{券面区間の普通運賃} \times 2 \times \text{使用済み日数}) = \text{払戻額}$$

また、別途払戻し手数料500円を申し受けます。

【当社の都合による場合】（当社運送約款第40条）

定期券使用期間中に、利用区間の路線廃止等、当社の理由により使用を中止せざるをえない場合は、券面額を日割計算し、未使用期間に相当する額を手数料無しで払戻しいたします。

●定期券の変更（当社運送約款第33条）

通用期間の変更はできません。

種類または区間の変更は、未使用期間に相当する分を、変更前券面額と変更後券面額のそれぞれを日割計算し相殺いたします。（未使用期間は請求日の翌日から）

変更前原券A（残額）、変更後新券B（通用運賃額）とも下記算式により算出します。

$$\frac{\text{券面額} \times \text{未使用日数}}{\text{通用日数}} = A \cdot B \text{（それぞれ同様に算出）} \quad A - B = \text{変更時の返還額または不足額}$$

また、別途変更手数料500円を申し受けます。

往復を片道に種類変更する場合、12ヶ月定期については、片道定期はございませんので変更前原券を一旦払戻し、変更後新券を新規購入の取扱いになります。

●紛失の際の取扱い（当社運送約款第35条及び第38条）

紛失した定期券は再発行いたしません。 必要な場合は改めて購入していただきますが、購入した後、紛失した券が見つかった場合は、見つかった定期券を日割計算により未使用期間に相当する分（重複している期間分）を払戻します。

なお、別途払戻し手数料500円を申し受けます。

※12ヶ月定期券の紛失の取扱い（特例）

12ヶ月定期券は期間が長く、紛失された場合の損失が大きいため、期間を3ヶ月ごと4回に分けて発行しております。その一通用期間中に紛失した場合は、次の3か月分を繰上げての発行することは可能ですが、その分12ヶ月満了日も繰り上がることとなります。紛失した定期券がその通用期間中に見つかった場合は、期間を通常に戻します。

- ・定期券はパスケースに入れるなどし、自己の責任において紛失には十分ご注意ください。
万が一紛失された場合は、警察署への遺失届及び当社最寄りの営業所へもご連絡ください。

南部バス 八戸営業所 TEL0178-44-7111
五戸営業所 TEL0178-62-3211
三戸営業所 TEL0179-22-2318